

令和8年6月19日

オープンカウンター方式による見積合わせについて

分任支出負担行為担当官
関東森林管理局
大井川治山センター所長 山本 義久

下記の案件について見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書の提出をお願いします。

記

- 1 件名 3号物件 大井川治山センター所長室及び事務室照明器具LED化工事
※詳細については別紙1仕様書のとおり
- 2 工事期限 令和9年3月10日(水)
- 3 工事場所 大井川治山センター 所長室及び事務室
- 4 見積書等提出
 - ・日時 令和8年7月7日(火) 13時00分まで
 - ・場所 大井川治山センター 技術専門官(総務)
〒428-0411 静岡県榛原郡川根本町千頭950-2
ks_ooigawa_postmaster@maff.go.jp
※電子調達システムによる見積書の提出
※持参、郵便、電子メールによる提出を認めます。
- 5 必要な資格等 ①令和7・8年度関東森林管理局における「建築一式工事」又は「電気工事」に係る一般競争入札参加資格の認定を受けていること。
②静岡県知事から建設業許可(電気工事業)を受けていること。
③照明器具交換に必要な電気工事士の資格を有していること。
④事務所等の電気設備工事の実績があること。
- 6 提出書類
 - ・見積書
(見積書は消費税抜きの価格で作成するものとし、内訳が分かるように作成してください。必ず日付をご記入ください。押印不要、締切日必着。)
 - ・上記5の資格を証明できる書類の写し
※令和7・8年度関東森林管理局における「建築一式工事」又は「電気工事」に係る一般競争入札参加資格の認定を受けている者は、それを証明できる書類の写しのみを提出することで可とする。①の資格を持たない者は②③及び④(3つ全て)を証明できる書類の写しを提出すること。

※電子調達システムの場合は、上記を内訳書データとして送信してください。
※持参、郵送の場合、上記を合封して封緘し、封筒の表に「<3号物件 大井川治山センター所長室及び事務室照明器具 LED 化工事>見積書在中」と朱書きで記載のうえ提出してください。
※電子メールの場合、件名は「<3号物件 大井川治山センター所長室及び事務室照明器具 LED 化工事>見積書」とし、押印せずに作成した見積書と証明書類等を PDF データにより送信してください。

- 7 契約者の決定 見積書提出者が複数となった場合には、予定価格の範囲内で、最低の価格を見積した者を契約の相手方とします。
- 8 契約の締結日 見積採用の日から7日以内
- 9 その他
 - (1) 見積書の提出前に、「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局署等随意契約見積心得」を必ず確認してください。
 - (2) 契約条件については、請書(案)のとおりとし、見積書を提出した場合はこれを承諾したものとみなします。
 - (3) 照明器具について、例示した物品以外の提案がある場合は、その物品等の規格・品質が確認できる資料等を令和8年6月30日(火)13時00分までに大井川治山センター技術専門官(総務)あてに提出し、承認を得てください(持参、郵送、電子メール)。
 - (4) 施設確認を希望する場合は担当職員に電話にて連絡し、令和8年6月30日(火)までに現地の確認をしてください。
 - (5) 契約書(請書)等の作成の要否 請書を作成
 - (6) 契約金額は見積金額に消費税10%を足した金額になります。

(担当：大井川治山センター 技術専門官(総務))
(電話：0547-59-3344)
(E-mail：ks_ooigawa_postmaster@maff.go.jp)

仕 様 書

1. 調達物品等

NO.	物品名等	既設照明器具	例示品／品質・規格	数量	単位
1	LED照明器具	既設品：ナショナル（松下電工） 品番：FSA42705F 32形Hf蛍光灯2灯、天井埋込型 器具サイズ：250×1251mm、 埋込穴：220mm×1235mm 調光対応なし、室内利用、ルーバ付型	パナソニック XFX450THN LE9【器具本体とライトバー】 天井埋込型、40形、下面開放型、一体型LEDベースライト、 Hf蛍光灯32定格出力型2灯器具相当、5200Lm、 昼白色、非調光 グリーン購入法適合 ※ルーバに当たる機能は求めない。	28	台
2	照明器具更新		既設照明器具の取り外し、更新照明器具の取り付け、 撤去照明器具等搬出処分に必要な経費を見込むこと。 業務に必要な雑材消耗品、諸経費などを見込むこと。	1	式

※例示品または例示品と同等の品質・規格を満たす物品であること。既設照明器具の代替品として対応する器具であること。

※既設照明器具の配置は別紙2のとおり

2. 工事場所

関東森林管理局 大井川治山センター 所長室4台 事務室24台

担当： 関東森林管理局 大井川治山センター 技術専門官（総務） 電話0547-59-3344

3. 責任の所在

物品の納品については、製造者の如何にかかわらず、受注者が最終的に責任を負うこと。

4. その他

(1) 例示品と同等の品質・規格を満たす物品を納入する場合は、見積書提出前に別添した「提案書」を提出し、担当者の承認を得ること。

提案書の提出は令和8年6月30日（火）13時00分まで。持参、郵送又は電子メールで提出してください。

(2) 提案書、見積書の作成にあたって施設を確認したい場合は担当職員に連絡し、令和8年6月30日（火）までに施設を確認すること。

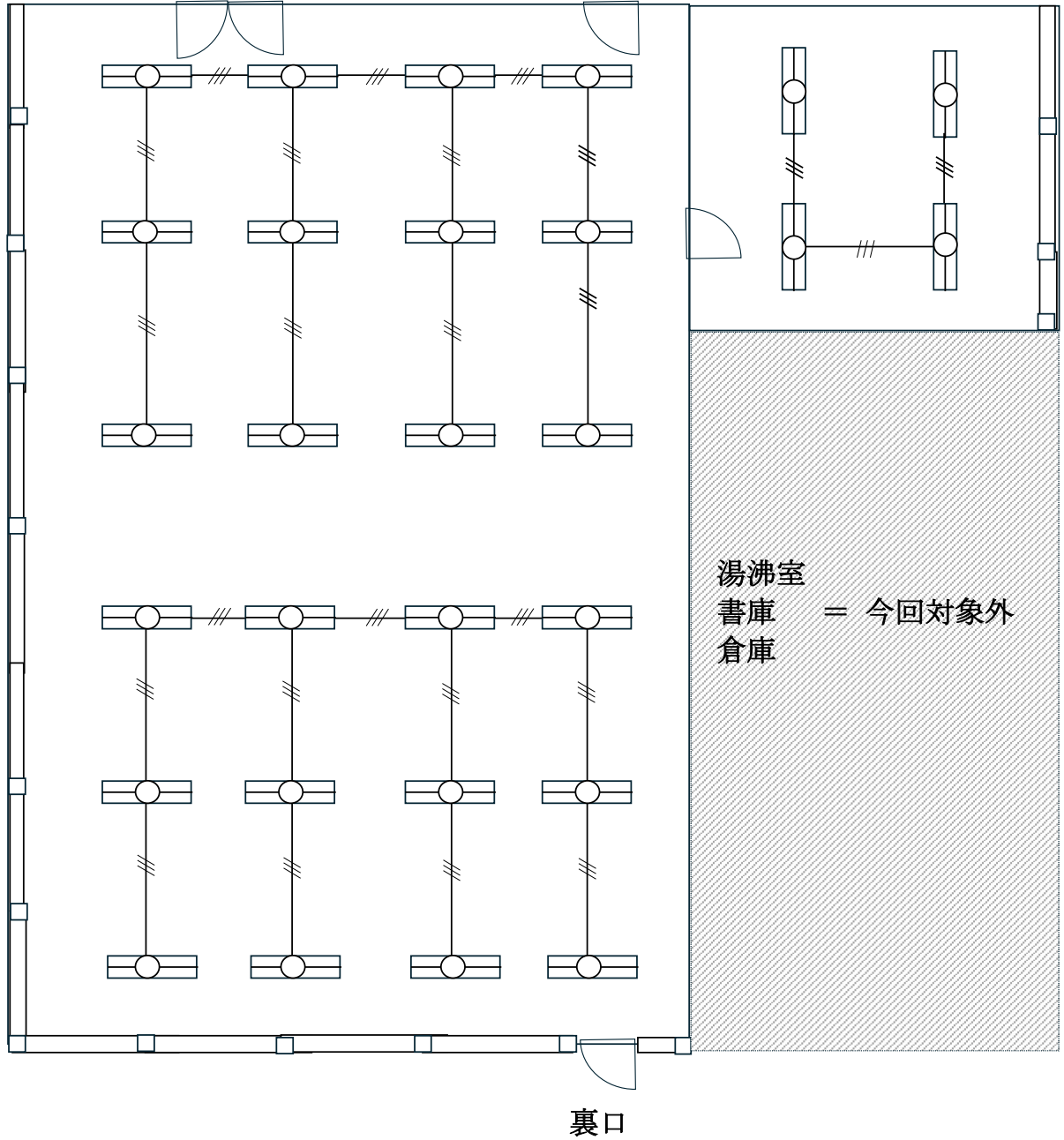
(3) 詳細な事項及び本仕様に定めのない事項については、必要に応じて担当職員と打ち合わせること。

別紙2 大井川治山センター 照明器具配置図

至玄関

事務室 24台

所長室 4台



提案書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
関東森林管理局
大井川治山センター所長 山本 義久 殿

会社名
代表者名

令和 年 月 日付け見積合わせに係る納入物品（第 号物件）について、別紙
のとおり提案します。

担当部署： 氏 名： 連絡先： E-mail：

.....
大井川治山センター担当者記入欄

上記について承認・否認します。

大井川治山センター 担当者	
------------------	--

請 書 (案)

令和8年 月 日

分任支出負担行為担当官
関東森林管理局
大井川治山センター所長 山本 義久 殿

住 所
社 名
氏 名

1. 工事名称 大井川治山センター所長室及び事務室照明器具LED化工事
2. 仕 様 別紙2工事仕様書、別紙3工事内訳書のとおり
3. 工 期 自 契約締結日の翌日
至 令和9年3月10日
4. 契約金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額金 円)
5. 工事場所 静岡県榛原郡川根本町千頭950-2 大井川治山センター
6. 検査場所 静岡県榛原郡川根本町千頭950-2 大井川治山センター
7. 契約保証金 免除

上記の工事について、次の各項を誠実に履行のうえ請け負います。

1. 別紙の工事仕様書、工事内訳書に基づき、工期内に工事を完成いたします。
2. 工事の施工については、貴官の指定した監督職員の指示に従います。
3. 工期までに完成できない場合は、あらかじめ貴官に遅延の理由及び完成見込み月日を明らかにした書面をもって延長の承認をお受けします。
4. 工期までに完成しない場合は、期限翌日から完成の日までの日数に応じ、契約金額につき民法（明治29年法律第89号）第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額を損害金として納めます。
ただし、天災その他やむを得ない理由による場合は、免除されるよう願います。
5. 工事が完成したときは、直ちに届け出て検査を受け、検査に合格したときは遅滞なく目的物を引渡します。
ただし、引渡し前において生じた損害はすべて当方の負担とします。
6. 検査の時期は、工事完成の届けが受理された日から起算して、14日以内に願います。
7. 前項に定める検査の結果、数量、仕様等に適合しない場合は直ちに修正します。
8. 検査に合格した後であっても、1年以内に契約の内容に適合しないことが発見された場合は、その契約不適合について修正又は損害を賠償します。
9. 工事に使用する材料は、使用前に監督職員の検査を受け、不合格の材料は速やかにこれを引換え再び検査を受けます。
10. 契約金額は、引渡し完了後に適法な支払請求書を受理された日から起算して40日以内にお支払いください。
この支払い期限を経過し支払い遅延となった場合は、遅延日数につき「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」（昭和24年法律第256号）第8条第1項に基づく率を乗じた遅延利息を加算して、支払いを受けます。
11. 次の各号の一に該当した場合は、この契約の全部又は一部について解除されても不服は申しません。この場合において、当方が損害を被ることがあっても異議は申し立てません。

- (1) この契約に違反し、又は正当な理由がなく義務を履行しないと認められる場合
- (2) この契約の履行にあたり、当方又は当方の使用人等に不正の行為があった場合
- (3) 破産の宣告を受けた場合又はその恐れがあると認められる場合
- (4) 当方から契約解除を申し出た場合

12. 前項各号により契約を解除された場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を貴官の請求により納付します。

ただし、天災その他やむを得ないと認められる理由により契約の解除を申し出た場合は、この契約の全部又は一部について解除を承認願います。この場合には違約金を免除されるよう承認願います。

13. この契約により生ずる権利及び義務は、貴官の承認を得なければ第三者に譲渡若しくは承継しません。

14. 損害金及び違約金は、貴官が支払うべき契約金額と相殺又は別に徴収されても異存はありません。

15. 別紙1の特約条項に同意します。

16. この請書に定めのない事項については、必要に応じて貴官と協議します。

別紙1 特約条項

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。

また、貴局署等の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合は、その者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与しているものをいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団を言う。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に順ずる行為を行う者

上記事項について、請書の提出をもって誓約します。

工 事 仕 様 書

大井川治山センター

(工事概要)

- 1 工事名称 大井川治山センター所長室及び事務室照明器具LED化工事
- 2 工事場所 静岡県榛原郡川根本町千頭950-2 大井川治山センター
- 3 工事内容 所長室及び事務室の既設照明器具28台の撤去処分、及びLED照明器具の設置
- 4 工事期間 契約締結日の翌日から令和9年3月10日まで

(一般事項)

- 1 本工事は本仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書等」(国土交通省ウェブサイト https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000018.html) に基づき施工するものとする。
- 2 工事写真は主要な段階ごとに着工前、着工後を撮影する。工事後に隠ぺいとなる箇所、材料・器具搬入時、その他監督職員の指示に基づき撮影し、作業完了後は速やかに提出すること。
- 3 施工中は、建築基準法、労働安全衛生法その他関係法令等に基づくほか、「建築工事安全施工技術指針」(国土交通省ウェブサイト https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html) を踏まえ、安全確保に留意し、災害及び事故発生防止に努めること。
災害及び事故が発生した場合は直ちに監督職員に報告すること。
- 4 工事は基本的に平日の8時15分から17時までの間に行うこととするが、土、日、祝日、または前述以外の時間帯に作業の必要がある場合は監督職員と協議すること。
- 5 工事により生じた残材料及び発生材は、関係法令等に従い適切に処分すること。産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設副産物適正処理推進要綱」その他関係法令等に従い適切に処理し、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト、電子マニフェスト)を監督職員へ提出すること。
- 6 発注者が指定した範囲以外には立ち入らないこと。立ち入る必要が生じた場合には事前に監督職員へ連絡し、指示をうけること。
- 7 工事を実施することにより知り得た情報を外部に漏らしたり他の目的に利用してはならない。
- 8 施工にあたっては、既存の設備及び構造物、庁舎内の備品・物品等に損傷を与えないよう注意すること。損傷を与えた場合は、受注者の責任において現状復旧すること。
- 9 施工にあたっては、適正に養生・清掃を行い、日々の作業終了時は資材の整理整頓・清掃を徹底すること。工事完了後は、施工区域の後片付け及び清掃を行うこと。
- 10 施工にあたって、庁舎内の備品・物品等を移動させる必要がある場合は、監督職員へ申し出、その指示の下、受注者の責任において移動を行い、作業後に戻すこと。
- 11 本工事において発生する軽微な工事・補修等については、本工事の作業範囲として実施する

ものとする。変更又は追加しなければならない箇所が発見されたときは、監督職員に報告してその指示を受けること。

12 本仕様書に明記のない事項又は疑義を生じた場合は監督職員と協議すること。

(特記事項)

- 1 設置するLED照明器具は、すべて新品を使用し、別紙3工事内訳書に示す製品と同等以上とすること。
- 2 既設照明器具を取り外した後は、速やかにLED照明器具を設置し、可能な限り即日点灯できる状態にすること。また施工にあたっては、職員の執務に支障が出ないように特段の注意を払うものとする。

工事内訳書

名称	規格	単位	数量	単価	金額	備考
LED照明器具 【器具本体とライトバー】	天井埋込型LEDベースライト 非調光5200lm 昼白色 ※グリーン購入法適合 パナソニックXFX450THN LE9	台	4			所長室
LED照明器具 【器具本体とライトバー】	天井埋込型LEDベースライト 非調光5200lm 昼白色 ※グリーン購入法適合 パナソニックXFX450THN LE9	台	24			事務室
電工費	既設器具取り外し 更新器具取り付け	箇所	28			
撤去照明搬出処分費	蛍光灯、金属くず	台	28			
雑材・消耗品費		式	1			
諸経費		式	1			